ロ　次のいずれかに該当する事業主であること。

(1)～(3)　（略）

(4)　その雇用する障害者の雇入れの日又は所定労働時間の延長、配置転換、業務内容の変更若しくは職場復帰（その障害により、一箇月以上の療養及びその職務開発その他職場への適応を促進するための措置（(5)及び(6)において「職場適応措置」という。）が必要とされた障害者が休職から復職することをいう。）の日の前日から起算して六箇月を経過する日までの間において、当該雇用する障害者の業務の遂行に関する必要な援助又は指導の業務を行わせるため、当該業務について相当程度の経験又は能力を有する者（次号において「職場支援員」という。）の配置、委嘱又は委託を行つた事業主であること。

(5)　（略）

(6)　その雇用する障害者（職場適応措置が初めて実施される日における年齢が四十五歳以上であつて、かつ、一般被保険者又は高年齢被保険者として十年以上雇用されている者に限る。）に対し、職場適応措置を実施し、当該職場適応措置に係る障害者を継続して雇用している事業主であること。

(7)　(1)から(6)までのいずれかの措置を講じた事業主であつて、その雇用する労働者に対し、障害者の就労の支援に関する知識を習得させる講習（その総時間数が一時間以上であるものに限る。次号リにおいて「障害者就労支援講習」という。）を受講させるものであること。

ハ～ホ　（略）

（削る）

ロ　次のいずれかに該当する事業主であること。

(1)～(3)　（略）

(4)　その雇用する障害者の雇入れの日又は所定労働時間の延長、配置転換、業務内容の変更若しくは職場復帰（その障害により、一箇月以上の療養及びその職務開発その他職場への適応を促進するための措置（(5)において「職場適応措置」という。）が必要とされた障害者が休職から復職することをいう。）の日の前日から起算して六箇月を経過する日までの間において、当該雇用する障害者の業務の遂行に関する必要な援助又は指導の業務を行わせるため、当該業務について相当程度の経験又は能力を有する者（第五号ヘにおいて「職場支援員」という。）の配置、委嘱又は委託を行つた事業主であること。

(5)　（略）

（新設）

(6)　(1)から(5)までのいずれかの措置を講じた事業主であつて、その雇用する労働者に対し、障害者の就労の支援に関する知識を習得させる講習（その総時間数が一時間以上であるものに限る。第五号チにおいて「障害者就労支援講習」という。）を受講させるものであること。

ハ～ホ　（略）

ニ　障害者（障害者雇用促進法第二条第一号に規定する障害者のうち、身体障害者、知的障害者若しくは精神障害者又は発達障害者、高次脳機能障害を有するもの若しくは難治性疾患を有するもの（身体障害者、知的障害者又は精神障害者を除く。）その他職場適応援助者（障害者雇用促進法第二十条第三号に規定する職場適応援助者をいう。次号において同じ。）による援助が特に必要であると認められるものである労働者に限る。次号において同じ。）が職場に適応することを容易にするための訪問型職場適応援助者（職場適応援助者のうち、次に掲げるいずれかの研修を修了したもの（障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則（昭和五十一年労働省令第三十八号。以下この項において「障害者雇用促進法施行規則」という。）第二十条の二の三第二項第一号又は第二号に掲げる研修を修了したものを含む。）であつて、訪問等による援助の実施に関し必要な相当程度の経験及び能力を有すると都道府県労働局長が認める者をいう。以下この項において同じ。）の援助に関する計画（独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構が作成し、又は承認した計画に限る。）に基づき、都道府県労働局長が適切に援助を実施できると認める事業主であること。

イ　障害者雇用促進法第二十条第三号及び第二十二条第四号の規定に基づき障害者雇用促進法第十九条第一項第一号の障害者職業総合センター（次号において「障害者職業総合センター」という。）及び障害者雇用促進法第十九条第一項第三号の地域障害者職業センター（次号において「地域障害者職業センター」という。）が行う訪問型職場適応援助者の養成のための研修

ロ　訪問型職場適応援助者による援助の実施に関し必要な知識及び技能を習得させるためのものとして厚生労働大臣が定める研修